入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年11月16日

支出負担行為担当官
中国地方整備局長　山本　大志

1　工事概要

(1)　工 事 名　令和８年度海上保安大本館空調設備改修工事　（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

(2)　工事場所　広島県呉市若葉町5-1

(3)　工事内容

本工事は、上記場所における海上保安大学校の下記に示す施設の空気調和設備の改設等を行うものである。

1)　本館（既存）　構造階数：鉄筋コンクリート造　地上４階建
建物規模：延べ面積　7,755.60㎡
空気調和設備、換気設備　改設一式

2)　電気設備工事　改設一式

3)　建築工事　修繕一式

(4)　敷地面積　124,899.00㎡

(5)　工　　期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工期の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、入札説明書別記様式－ａにより、工期の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工　期：工期の始期から547日間
（ただし、令和9年3月24日（工事開始期限日）までを工期の始期とすること）

ただし、低入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には余裕期間を設定することはできず、工事開始期限日から547日間で工事を完了させること。

(6)　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

(7)　工事実施形態

1)　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ｉ型））のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

2)　本工事は入札書と技術資料等提出書の同時提出を求める工事である。

3) 予定価格が１億円以上の工事で、低入札価格調査制度調査対象工事にあっては、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する工事である。

4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

6) 本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積価格書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

8) 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休２日を前提に工期を設定している。

9) 本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

10) 本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

11) 本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

12) 本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

13) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

14) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

15) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

16) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。
試行内容の詳細は、現場説明書による。

17) 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。詳細は、現場説明書による。

(8) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(9) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙方式に代えることができる。

(10) 本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価落札方式）」、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。工事設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

２　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　中国地方整備局における令和７・８年度「暖冷房衛生設備工事」に係る「Ａ又はＢ等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5)　平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績（民間の施工実績も可）を有すること。又は、平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が次の同種工事を満たしていること。又は、平成23年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した中国地方整備局発注工事の下請企業表彰（協力企業表彰を含む）を受けた企業で、下請企業表彰（協力企業表彰を含む）の対象となった工事が次の同種工事を満たしていること。

同種工事とは、下記(イ)及び(ロ)の要件を満たす、改設、新設又は増設工事のいずれかとする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

（イ）　建物用途：戸建て住宅、共同住宅、車庫及び倉庫を除く。

（ロ）　工事種目：空気調和設備（ルームエアコン（JIS C9612）の実績は除く）

なお、建物構造、規模及び階数は問わない。

ただし、上記(イ)及び(ロ)は同一建築物の工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に係るものにあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。ただし、工事成績評定の通知を受けていないものは除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

当該実績が海外施工実績かつCORINS登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者

認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

(6)　施工計画（冷媒管の施工の際に留意すべき事項）が、適切であること。

(7)　次の1)～5)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務を要しない。

なお、本工事は、受注者が工期の始期を発注者が指定する工事開始期限日までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工期の始期の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

1)　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2)　監理技術者にあっては、１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

・「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

（建設業法施行規則第7条の3及び国土交通省告示1424号(平成17年12月16日)参照）

3)　平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記(5)の同種工事の経験（民間の経験も可）を有する者であること。又は、平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が上記(5)の同種工事を満たしていること。又は、平成23年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した中国地方整備局発注工事で下請企業表彰（協力企業表彰を含む）の対象となった工事において、主任技術者で従事していた者であり、かつ下請企業表彰（協力企業表彰を含む）の対象となった工事が上記(5)の同種工事を満たしていること。ただし、建築一式工事における経験は含まない。

同種工事の経験を有する従事期間とは、実工期期間（契約工期の内、余裕期間がある場合は、余裕期間を除いた工期の始期から工期末までの期間）の過半以上であること。

なお、平成23年4月1日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業)、介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該経験が地方整備局及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。)」に該当する工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明

書に示す点数未満のものは、経験として認めない。ただし、工事成績評定の通知を受けていないものは除く。

また、当該経験の発注機関がCORINSに登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、経験として認めない。

4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

5) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号」という。）の配置は認めない。

(8) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 中国地方整備局発注工事で過去２年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成した当該工事種別（２(2)に示す工事（等級がある場合、等級は問わない。）をいう。(以下「当該工事種別」という。)）の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が１年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。

経常ＪＶにあっては、当該経常ＪＶとして中国地方整備局発注工事で過去２年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が１年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。

(10) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。)、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(12) 中国地方整備局管内に当該工事種別の工事が施工できる建設業法の許可を有する本店又は支店等が所在すること。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が中国地方整備局管内に当該工事種別の工事が施工できる建設業法の許可を有する本店又は支店等が所在すること。

(13) 会社として、建設業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度の主旨と同じ別個の共済制度に加入していること。

(14) 協力企業表彰を受けた企業は、当該工事の他の競争参加希望者の下請負人として参入を予定していないこと。

(15) 本工事に事業協同組合又は協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

3 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点並びに得点配分は、次のとおりとする。(最大得点 72.0点)

1) 施工体制（施工体制評価点）

① 品質確保の実効性

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

② 施工体制確保の確実性

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

2) 企業の能力等（加算点）

① 技術資料等提出書に記載された平成23年4月1日以降に完成した同種工事の実績において、「空気調和設備の改設工事の施工実績」について評価する。

② 中国地方整備局が発注した工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」（中国地方整備局管内の施工に限る）に該当する工事で過去５年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が１年度の場合は、当該年度の平均点）について評価する。

また、中国地方整備局における過去５年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）の実績がない場合において、技術資料等提出書に記載された同種工事の実績が、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外施工実績である場合、中国地方整備局における令和７年度完成工事の平均点による評価値に１／２を乗じた加算点を与える。

③ 中国地方整備局発注工事における過去５年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事における優良工事施工団体表彰又は安全管理優良団体表彰又は協力企業表彰又は中国地方整備局発注工事に対する令和6年12月14日以降の中国インフラDX表彰の有無について評価する。

また、優良工事施工団体表彰、中国インフラDX表彰、安全管理優良団体表彰、協力企業表彰は、重複評価をしないこととする。

④ 中国地方整備局発注工事における過去２年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成した工事における協力企業表彰を受けた下請企業を本工事において競争参加希望者が一次下請けとして活用する場合の有無について評価する。

⑤ 技能者の従事計画

本工事において、登録基幹技能者又は優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）に登録を有する技術者の現場作業への従事の有無について評価する。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

3) 技術者の能力等（加算点）

① 技術資料等提出書に記載された平成23年4月1日以降に完成した同種工事の経験において、「空気調和設備の改設工事の施工経験」について評価する。

なお、平成23年4月1日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

② 技術資料等提出書に記載された平成23年4月1日以降に完成した同種工事において地方整備局及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に該当する工事の経験で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者であるものにおける評定点について評価する。

技術資料等提出書に記載された同種工事の経験が、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外施工実績の場合、中国地方整備局における令和７年度完成工事の平均点による評価値に１／２を乗じた加算点を与える。

なお、平成23年4月1日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

③　国土交通省（大臣官房官庁営繕部、地方整備局（中国地方整備局以外は営繕部及び営繕事務所に限る）、北海道開発局営繕部）又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課の発注工事で過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事における優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰又は若手優秀技術者表彰、又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の有無について評価する。また、優秀建設技術者表彰と安全管理優良技術者表彰、若手優秀技術者表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は、重複評価をしないこととする。

なお、過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

④　建設系ＣＰＤ協議会等に加盟している団体が運営している継続教育学習制度における学習した単位数について評価する。評価基準は、入札説明書による。

なお、評価対象期間に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

4)　地域精通度・地域貢献度(加算点)

①　地域内における本店又は支店等の所在地

広島県内に競争参加希望者の本店又は支店等が所在する場合について評価する。ただし、広島県内に当該工事種別の工事が施工できる建設業法の許可を有する本店又は支店等が所在すること。

②　企業の地域内での施工実績

広島県内で令和4年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した当該工事種別の工事の施工実績の有無について評価する。

③　配置予定技術者の地域内での施工経験

広島県内で令和4年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した当該工事種別の工事の施工経験の有無について評価する。

なお、令和4年4月1日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を施工経験を求める期間に加えることができる。

④　若手技術者等の雇用等

令和6年4月1日以降の若手技術者（満年齢２９歳以下の技術者）の採用又は、令和6年4月1日以降の広島県内の中学校、高校、高専、大学等のいずれかを卒業した満年齢２９歳以下の若手（若手技術者を除く）の採用について評価する。また、競争参加希望者に雇用されている満年齢２９歳以下の若手が令和6年4月1日以降に資格を取得した場合についても、若手技術者（満年齢２９歳以下の技術者）の採用と同等に評価する。（評価

対象は１名のみとする。）

5)　不正又は不誠実な行為等による減点

競争参加資格確認申請書の提出期限日から競争参加資格通知の前日までの期間に、中国地方整備局から不正又は不誠実な行為等により措置（文書又は口答で警告又は注意）を受けている者については、評価の加算点〔３(1) 2)～4)で取得した加算点の和〕から減点を行う。（－10%／－5%）

なお、文書又は口答で警告又は注意による工事成績評定の減点を行う場合は、適用除外とする。

6)　賃上げの実施に関する評価（加算点）

従業員への賃金引上げ計画の表明

大企業においては給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上、中小企業等は給与総額又は給与受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上、対前年度比又は対前年比で増加することを表明している場合について評価する。

7)　賃上げ未達成による減点

公告日時点で、減点措置の通知を１年未満の間に受けている者については、３(1)6)の評価の加算点よりも大きな減点を行う。

(2)　入札参加者は「価格」をもって入札に参加し、次の1)～2)の要件に該当する者のうち、下記(3)によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1)　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

2)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(3)　得点配分の詳細は、入札説明書による。

(4)　上記(2)において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号（紙入札業者においては紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号）を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

４　入札手続等

(1)　担当部局

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6番30号

国土交通省中国地方整備局　総務部　契約課

電話　082-221-9231（代表）内線2526

(2)　入札説明書の交付期間、場所及び方法

1)　入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

交付期間：令和8年11月16日から令和9年1月13日までのうち、土曜日・日曜日・祝日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。ただし、令和9年1月13日は9時00分から15時00分までとする。

電子入札システム　https://www.e-bisc.go.jp/

2)　電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和8年11月16日から令和9年1月13日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。ただし、令和9年1月13日は10時00分から15時00

分までとする。

交付場所：広島県広島市中区上八丁堀6番30号
国土交通省中国地方整備局　総務部　契約課
電話　082-221-9231（代表）内線2526
E-mail　keiyaku-koji@cgr.mlit.go.jp

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又は電子メール等による入手申込みは認めない。

3)　見積に必要な図面等

本工事の工事費内訳書作成に必要な図面等を、本工事の入札説明書と併せて配付する。

(3)　見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法

交付期間及び入手方法は上記(2)1)と同様とする。電子入札システムの利用ができない場合は、上記(2)2)の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に以下の必要事項を記入の上、電子メールにて申込（様式自由。）すること。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、図面等をＣＤでデータとして手交する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、電子メールアドレス、連絡担当者名

(4)　競争参加資格申請書申請書及び技術資料等提出書の 提出期間、場所及び方法

競争参加資格申請書及び技術資料等提出書の提出にあたっては、資料が全て揃っているか必ず確認を行うこと。

【競争参加資格申請書】

申請書は、令和8年11月17日から令和8年12月14日15時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和8年11月17日から令和8年12月14日15時00分までに、上記(1)に直接持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。）又は電子メールにより提出すること。

【技術資料等提出書】

技術資料等提出書は、(5)の入札書と同時に、電子入札システムにより提出すること。提出方法の詳細は入札説明書による。

(5)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出した入札書は、引換え、変更又は取消することができないため、入札前に価格等を十分確認すること。

入札の締め切りは、令和9年1月13日15時00分。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。）すること。電子メール等によるものは認めない。

開札は、令和9年2月17日10時00分。

中国地方整備局入札室にて行う。

(6)　積算に反映させるための見積価格書及び根拠資料を下記に従い提出すること。

1)　提出期間：令和8年11月17日から令和8年12月14日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし、令和8年12月14日は9時00分から15時00分までとする。

2)　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の承諾を得た者は、

直接持参、郵送（書留に限る。提出期限内に必着のこと。）又は電子メールにより提出すること。

3) 提出場所：上記(1)による。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行広島支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 中国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書または技術資料等提出書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

上記３(2)及び(4)に定めるところに従い、落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 低入札価格調査制度調査対象工事においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。

工事コスト調査に係る資料は、中国地方整備局のホームページにより公表する。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記４(1)に同じ。

(10) 必要に応じて申請書及び術資料等提出書のヒアリングを行う。

(11) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合には必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(12) 評価の担保

1) 協力企業表彰企業の活用について

受注者の責めにより、申請した協力企業表彰を受けた下請企業を本工事で一次下請けとして活用されず、正当な理由がない場合は、協力企業表彰を受けた下請企業を本工事において一次下請けとして活用する場合の加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。

2) 技能者の従事計画について

受注者は、技術資料等提出書において申請した技能者の従事計画に基づいて工事着手前に配置する者を定め、提出する施工計画書へ反映させるものとする。

なお、正当な理由がなく受注者の責めにより、技術資料等提出書において申請した種類又は職種の技能者が具体的な従事期間の全てに従事されなかった場合は、技能者の従事計画の加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。

また、やむを得ず施工計画書に記載した技能者を変更する場合は、代わりに当初申請した技能者と同等以上の者を現場に従事させなければならず、それが出来ない場合は、技能者の従事計画の加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。

3) 若手技術者等の雇用等について

受注者の責めにより、技術資料等提出書において申請した（１名に限る）若手技術者等の雇用が、病気、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡又は自己都合による退職等の正当な理由がなく、工事期間中継続されない場合は、若手技術者等の雇用の加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。

また、申請した若手技術者等の雇用が工事期間中継続されない場合において、新たな若手技術者等の申請は認めない。

4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

受注者の責めにより、申請した認定等の取り消しがあった場合等については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価の加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。

5) 賃上げ未達成による減点措置について

受注者の事業年度等が終了した後、表明書に記載した賃上げを達成していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合又は確認書類を期限までに提出しない場合は、別途通知する減点措置の開始の日から１年間に総合評価落札方式による入札公告が行われる調達へ参加する場合、本制度により加点する割合よりも大きな割合の減点を行うものとする。

(13) 契約締結後のＶＥ提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は施工条件明示等による。

(14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４(4)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を

受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 工事費内訳書の提出

1) 本工事の競争参加者は、第１回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出時に、以下の内容で作成した工事費内訳書ファイル（Excel形式等で作成。）を添付し、同時送信すること（データ変換可能なＰＤＦ形式でも可）。

なお、入札参加者が紙による入札を行う場合には、押印（押印を省略する場合は、代表者氏名に加え、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。）及び記名を行った工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、電子データと併せて表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、発注者名、商号又は名称、住所及び工事名を記載し、入札時積算数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、中科目別内訳書、細目別内訳書に相当する項目に対応するものの摘要、数量、単位、単価及び金額を表示したものとする。

また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

注）電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要である。なお、入札参加者が紙による入札を行う場合で、押印を省略する場合は、代表者氏名に加え、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

(16) 低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

(17) 本工事は、入札手続きの適正化の更なる向上を図る目的として、開札後に総合評価項目に係る加算点を通知する試行工事である。

(18) 詳細は入札説明書による。